

2017年7月1日より

高所作業台（アップスター） の組立て等に係る業務には 特別教育が必要となりました



受講できる外部機関

建設業労働災害防止協会（建災防）、中央労働災害防止協会（中災防）、等

足場の組立て等の業務に係る特別教育の科目（安全衛生特別教育規程）

- ・足場及び作業の方法に関する知識
- ・工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識
- ・労働災害の防止に関する知識
- ・関係法令

特別教育の全部を省略できる方

- 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科、又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方等、足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- とびに係る1級、又は2級の技能検定に合格した方
- とび科の職業訓練指導員免許を受けた方



適用法規

労働安全衛生規則 第36条（特別教育を必要とする業務）
39項 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）



ご意見ご要望はeメールをご活用ください。

●e-mail : nikken@rental.co.jp

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

Rentals of Nikken

検索

商品問
合せNo

S-2146

K170713-220so